

令和 6 年 第 4 回 (定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 5 日

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (12 月 5 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	4
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	6
議案第 60 号	6
議案第 61 号	7
議案第 62 号	8
議案第 63 号	9
議案第 64 号	9
議案第 65 号	11
議案第 66 号	13
議案第 67 号	14
議案第 68 号	14
散 会	15

第 2 号 (12 月 10 日)

議 事 日 程	16
本日の会議に付した事件	16
出 席 議 員	16
欠 席 議 員	16
議会事務局職員出席者	16
説明のため出席した者	16
開 議 宣 言	18
8 番 議員 百田 輝子	18
1 番 議員 平山 諭	23
3 番 議員 白水 春夫	28

2 番 議員 川原 幸治	33
5 番 議員 男澤 一夫	36
散 会	39

第 3 号 (1 2 月 1 3 日)

議 事 日 程	41
本日の会議に付した事件	41
出 席 議 員	42
欠 席 議 員	42
議会事務局職員出席者	42
説明のため出席した者	42
開 議 宣 言	43
議案第 6 0 号	43
議案第 6 1 号	44
議案第 6 2 号	44
議案第 6 3 号	45
議案第 6 4 号	46
議案第 6 5 号	48
議案第 6 6 号	49
議案第 6 7 号	50
議案第 6 8 号	51
議案第 6 9 号	52

休憩 (委員会審査)

議案第 6 9 号	53
委員会の閉会中の継続調査について	54
議員の派遣について	54
閉 会	55

令和6年 第2回(定例)須恵町議会 会議録(第1日)

令和6年12月5日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和6年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第60号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第61号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第62号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第63号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第64号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第65号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第66号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第67号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第68号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第60号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第61号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第62号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第63号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第64号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第65号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第66号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第67号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第68号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（10名）

3番	白水春夫	5番	男澤一夫
6番	稲永辰己	7番	川口満浩
8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	欠員
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員（2名）

1番	平山諭	2番	川原幸治
----	-----	----	------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	吉開英
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	欠席
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
公園緑地課長	世利昌信	こども家庭課長	吉川聡士
地域振興課長	平山幸治	都市整備課長	中牟田健
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	学校教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舩本直明	ふるさと応援課長	船井弘喜
まちづくり課長	櫻木美奈子	税務課長	安河内高利
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦

上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日から12月定例会が始まるわけでございますけれども、この閉会中におきましては衆議院選挙、また県の補欠選挙ということで、我々ですね、住民の皆様に生活にかかわる選挙でございました。その節は、皆さん大変お疲れでございました。

それともう一つでございますけれども、今この時期になりますとインフルエンザが流行しております、今日も議員の方、欠員の方おられますけれども、健康には留意されましてこの議会を乗り越えたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから令和6年第4回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、川原議員及び平山議員より本日の会議について、稲永副町長より、本日から13日までの会議及び委員会について、欠席の届けがあっておりますので御報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会の経過報告ですが、去る11月22日に11番、今村桂子議員が福岡県議会議員補欠選挙の立候補届を提出、受理されましたので、公職選挙法第90条の規定により、同日付で須恵町議会議員を失職されました。

これにより、今村議員がついておられました議会運営委員会委員長及び文教厚生委員長などの役職は自動的に退くことになります。

以上の理由により、議会運営委員会の委員長において欠員が生じたため、須恵町議会委員会条例第9条の規定により、副委員長が職務を代行しますので、副委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○議会運営副委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。令和6年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

11月29日、午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回、提出された議案は9件、町長諸報告1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会3件です。ほかに陳情が2件提出されておりますが、2件とも議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日12月5日から12月13日までの9日間としております。

次に日程ですが、本日当初本会議、終了後に広報特別委員会を開催します。

9日午前10時から予算審査特別委員会。10日午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催します。11日午前10時から各常任委員会。13日午前10時から最終本会議

を開催し、終了後に広報委員会を開催します。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第 1、会期の決定についてを議題とします。

第 4 回定例会の会期を、本日から 1 2 月 1 3 日までの 9 日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第 4 回定例会の会期を本日から 1 2 月 1 3 日までの 9 日間と決定しました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 7 条の規定により、3 番議員、5 番議員を指名します。

日程第 3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第 3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

それでは、町長諸報告をさせていただきます。

西鉄バス路線の一部区間廃止の申し出について

西鉄バス路線の一部区間廃止の申し出についてございます。

令和 6 年 3 月 2 9 日付で西日本鉄道株式会社から福岡県バス対策協議会宛てに、令和 7 年 4 月 1 日をもって空港循環線の一部区間廃止について申し出があり、その後西日本鉄道株式会社、九州運輸局福岡運輸支局、福岡県、須恵町で構成される福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会において、同路線の一部廃止について説明がありました。

一部廃止区間は、西鉄バス佐谷・福岡空港系統、佐谷から上須恵口までと大島原交差点から新生までの区間となります。

上須恵口から大島原交差点までは、他の西鉄バス系統が運行しているため廃止区間外となっております。

廃止の理由につきましては、ここ数年続いている慢性的な乗務員不足の影響により、路線の維持が困難となり労働環境の改善等を行っていますが、要員状況の先行きは極めて不透明であるため、利用実態や収益状況及び要員状況を踏まえて路線の一部廃止をさせていただきたいとの申し出であります。

町としましては、町民の方の移動手段の確保という観点から、来年度廃止という状況は避けなければならない、路線の継続を要望し協議を進めているところでございます。

本議会におきまして、収支状況、要員状況の改善のため運行に係る経費の助成を計上し、引き続き運行継続を要望していきたいと考えております。つきましては、来年度の運行継続のための債務負担を計上させていただいておりますので、御審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入りますが、予定しておりました組合議会が延期となりましたので、今定例会での報告はありません。また、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので御報告を省略します。

これより議事に入ります。

日程第5．議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第60号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第60号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

令和6年度予算につきましては、さきの9月議会に補正予算（第4号）を提出し、可決をいただいたところでございますが、その後予算の補正が必要となり、去る10月2日付で地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,613万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億8,429万7,000円とするものでございます。第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2 ページをお願いします。歳入でございます。

1 5 款 3 項委託金は、衆議院議員総選挙事務委託金 1, 6 1 3 万 6, 0 0 0 円の増加補正です。

3 ページをお願いします。歳出です。

2 款 4 項選挙費 1, 6 1 3 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、衆議院議員総選挙費で 1 0 月 2 7 日に
執行しました衆議院議員総選挙及び国民審査の選挙実施事務の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ
りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 0 号を議長除く 1 1 人で構成する予算
審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 0 号を予算審査特別委員会に付
託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告いたし
ます。委員長に田ノ上真君、副委員長に猪谷繁幸君であります。

日程第 6. 議案第 6 1 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 6 1 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）の
専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 6 1 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてでございます。

令和 6 年度予算につきましては、9 月議会に補正予算を提出し議決をいただいているところで
ございますが、その後予算の補正が必要となり、去る 1 0 月 1 5 日付で地方自治法第 1 7 9 条第
1 項の規定により別冊のとおり専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により本議会に報告
し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和 6 年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1, 1 6 6 万 9, 0 0 0 円を追加
し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 3 7 億 9, 5 9 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。
第 2 項で、款項の区分及び金額は次のページの第 1 表歳入歳出予算補正によるとしています。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

15款3項委託金は、福岡県議会議員補欠選挙事務委託金1,166万9,000円の増額補正です。

3ページをお願いします。歳出です。

2款4項選挙費1,166万9,000円の増額補正は、県議補欠選挙費で12月1日に執行しました福岡県議会議員補欠選挙糟屋郡選挙区の選挙実施事務の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第61号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号を予算審査特別委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第62号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第62号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の改正は、安全な水道事業を継続するために、必要な技術者を確保することを目的として政令及び省令が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われました。これに伴い、本条例において政令及び省令と同様の資格要件を設けるため所要の改正を行うものです。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託した

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって議案第62号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第63号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

○会計管理者（横山 剛） おはようございます。議案書1ページお願いします。

議案第63号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得、管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。取得する財産、税公金セルフ収納機、取得の方法、指名競争入札。取得価格1,075万8,000円。契約の相手方、福岡県糟屋郡新宮町新宮東2-15-6、株式会社自動サービス代表取締役田中信治。

提案理由として、税公金収納事務の効率化及びデジタル化を目的として、庁舎に税公金セルフ収納機を導入するため提案するものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第64号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第64号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第64号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出をするので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,461万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億4,058万3,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で、地方債の追加は第2表地方債補正による。

第3条で、歳務負担行為の追加は第3表歳務負担行為補正による。

第4条で、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第4表繰越明許費によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

主なものを申し上げます。10款1項地方交付税は、普通交付税1億2,244万5,000円の増額補正。

14款1項国庫負担金は、障害者自立支援等諸費国庫負担金などで2,669万8,000円の増額補正。

15款1項県府負担金は、障害者自立支援等諸費県負担金や災害対策費県負担金などで1,834万9,000円の増額補正。2項県補助金は、重度障害者医療県補助金や農業費県補助金などで1,000万2,000円の増額補正。3項委託金は、県知事選挙事務委託金で1,272万円の増額補正。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金で6,651万2,000円の減額補正。

21款1項町債は、災害復旧債で120万円を増額補正しています。

続いて3ページ、歳出でございます。

今回の補正は、まず各費目全体としまして人件費は人事院勧告及び人事異動による補正を行っております。

その他、主な補正といたしまして、2款1項総務管理費は財政調整基金積立金などで2,402万7,000円の増額補正。

2款4項選挙費は、県知事選挙費で1,272万円の増額補正。

3款1項社会福祉費は、重度障害者医療費や障害者支援費、自立支援給付費などで5,536万9,000円の増額補正です。

6款1項農業費は、農業施設維持管理事業でため池耐震診断業務委託料や農業施設整備事業の

工事請負費などで945万1,000円の増額補正です。

9款1項消防費は、災害対策事業や中部防災センター（仮称）建設事業などで685万円の増額補正。

4ページをお願いします。

10款2項小学校費830万7,000円の増額補正は、第1小学校、第2小学校の維持管理事業及び第2小学校、第3小学校の給食事業などによります。

10款3項中学校費は、須恵中学校維持管理事業で体育館長寿命化及び空調整備工事設計業務委託料などで260万1,000円の増額補正です。

10款5項社会教育費は、類似公民館等施設整備費補助金及び文化会館や図書館、カルチャーセンターの光熱水費などで520万7,000円の増額補正です。

11款1項農林水産業施設災害復旧費は、佐谷・峯畑地区、ハシタ地区農地災害復旧工事請負費で250万円の増額補正です。3項商工施設災害復旧費は、上須恵東ノ谷地区登山道災害復旧工事請負費で120万円の増額補正です。

続いて、5ページをお願いします。

第2表地方債補正1追加で1件ございます。観光施設災害復旧事業債、限度額120万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

6ページをお願いします。

第3表債務負担行為1追加で7件ございます。これらの補正は4月当初からの契約となり、3月までに入札等契約の相手方を決定する必要があるため、今回追加をするものでございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。

7ページをお願いします。

第4表繰越明許費です。10款教育費5項社会教育費、事業名、文化会館舞台吊物改修事業4,994万円を、次年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第64号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号を予算審査特別委員会に付託します。

日程第10. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第65号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第65号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ199万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8,374万3,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。

4款1項県補助金609万8,000円の増額補正は、前年度分普通交付金及び特別交付金の精算交付決定通知による増額によるものです。

5款1項他会計繰入金670万5,000円の減額補正は、県交付金の増額に伴う収支調整によるその他一般会計繰入金の減額です。

6款1項繰越金260万2,000円の増額は、前年度の繰越金です。

続いて3ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費62万4,000円の増額補正は、職員の人事異動と人事院勧告の実施見込みによる人件費の増額及び制度改正に伴う需用費の増額です。

1款2項徴税費10万円の増額補正は、郵便料金の値上げに伴う役務費の増額です。

5款1項保険事業費58万8,000円の増額補正は、人事院勧告の実施に伴う会計年度任用職員人件費の増額です。

5款2項特定健康診査等事業費10万円の増額補正は、郵便料金の値上げに伴う役務費の増額です。

7款1項償還金及び還付加算金58万3,000円の増額補正は、特別調整交付金の過大交付分の返還によるものです。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 5 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 5 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 1. 議案第 6 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 1、議案第 6 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和 6 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 8, 6 4 3 万 8, 0 0 0 円とするものです。第 2 項で、款項の区分及び金額は、次のページの第 1 表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の 2 ページをお願いいたします。歳入です。

3 款 1 項他会計繰入金 3 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、歳出の事務費負担金の増額による事務費繰入金の増額です。

次に歳出です。3 ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費 4 7 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 5 0 万 9, 0 0 0 円の増額補正は、後期高齢者医療広域連合からの通知による増額でございます。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 6 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号を文教厚生委員会に付託します。

日程第12. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第67号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。榑藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第67号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款第1項営業費用、補正額1,262万1,000円を追加し、補正後の額を6億2,419万9,000円とするものでございます。これは主に、佐谷浄水場中央監視システム更新業務に、非常用電源対応業務を追加したこと。電気代の高騰により動力費を増額したこと及び人事院勧告に伴う職員人件費の補正によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第67号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第68号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。榑藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款第1項営業費用補正額57万8,000円を減額し、補正後の額を7億3,000万8,000円とするものでございます。これは、職員の異動及び人事院勧告に伴う職員人権費の補正によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託します。

_____・_____・_____

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、10時50分より広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第三委員会室に御集合を願います。

次の本会議は、12月10日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時37分散会

令和6年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和6年12月10日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和6年12月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	欠 員
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅野 猛	係 長	吉開 英
-----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副 町 長	欠 席
教 育 長	猪股 清貴	総 務 課 長	諸石 豊
公園緑地課長	世利 昌信	こども家庭課長	吉川 聡士
地域振興課長	平山 幸治	都市整備課長	中牟田 健

福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
ま ち づ く り 課 長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は今年最後の一般質問でございますけども、傍聴者の商工会の女性部の方、よくおいでくださいました。

今度、試みとして、一般質問の方の顔が見えないということで、今年から、今回からプロジェクターをちょっと試験的にやっていますけども、見えますか。そういうことで、議員さんの顔をよく見ながら一般質問を聞いてもらえらると思っておりますんで、今日よろしく願いいたします。これから、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより一問一答方式で行います。質問時間は答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。8番、百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） おはようございます。8番、百田輝子です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

情報通信技術、いわゆるICTは、私たちの生活環境の中に定着し、日常生活に欠かせない存在となっています。

一方、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃など、情報通信の安全性を脅かす事案の課題が明らかとなり、自治体における情報漏えい事件も増加しており、セキュリティ対策の見直しが急務となっています。

特に外部委託や誤操作による情報漏えいリスクが高まりつつあり、これに対処するための適切な方策が求められています。町民の方からも、スマホでマイナンバーなど自分の情報など入れることが増えたが、自分の資産や家族構成などが漏れたりしないかという心配の声が聞かれました。

私自身も、情報についてはどういう保管方法になっているのか、セキュリティ対策についてはとても重要であると考えますので、今回の質問をさせていただきます。

そこで1つ目の質問ですが、外部とのメール送受信のセキュリティ対策はどのように講じていますでしょうか。お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 外部とのメール送受信のセキュリティの関係でございますが、インターネットメールは、福岡県の情報セキュリティクラウドという強固なセキュリティ対策で施されたネットワークを通じて届くような仕組みになっております。

さらに、須恵町に届いた後に、m-FILTERというメールセキュリティ対策ソフトも用

いて、有害な添付ファイルやURLが記載されたものは基本的に受信されないような対策を講じております。

また、万が一有害なメールを受信した際も、行政専用のネットワークとインターネットは完全に分離しているため、業務用のパソコン等が有害メールの影響を受けることはございません。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 今言われた対策をしっかりと今後もしていただきたいと思います。一応、完全ではないような、私は、福岡県とかのセキュリティーとかそういったことで、今は完璧であるというふうに捉えております。

次の質問に入ります。

役場職員の情報セキュリティーについての研修なんですけれども、こちらはそういう研修をしていますかという質問です。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 役場職員のセキュリティー研修でございますが、毎年、情報セキュリティー研修を実施しております。情報セキュリティポリシーの解説や、マイナンバーの取扱事務の注意事項などの説明の研修等を行っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） こちらの研修は、今、何回くらい、年に1回と言われたんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 毎年、年に1回行っておりまして、すいません、正確に年数、何年続けているというのはあれなんです、ここしばらく毎年続けている状況でございます。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 大体、年に1回くらいはしているとのことなんです、研修について関連ですけれども、今年3月4日の新聞でしたけれども、NTT西日本系の会社が情報流出した記事がありました。その際に、個人情報扱うシステムというのは非常に複雑であることと、専門的な知識を持った職員が少なく、個人情報がどのように取り扱われているのかを把握できないのではという記事もありました。

こちらで質問なんですけれども、研修の中では運用マニュアルというのはあるのでしょうか。あるならば、研修は、運用マニュアルに基づき研修をされているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 個人情報につきましては、それぞれセキュリティクラウドの中で業務を行っておりまして、その取扱いについては、実際、担当課のほうがそれに基づいて業務をやっています。

セキュリティー研修の中では、そういった運用マニュアル等はございません。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 知識も必要ですけども、運用マニュアルは必要だと私は思っておりますので、できましたら作成して、それに基づく研修もしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

セキュリティーポリシー上、職員の使っているUSBの取扱いはどのように定義されておられますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） USBの取扱いですが、USBを含めた電磁的記録媒体の利用については、利用許可された媒体のみ接続可能とし、データは暗号化してパスワードを設定するようにしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） USBについては、一番情報が漏えいしやすいところだと思いますので、今、暗号化しているということもお伺いしましたので、とても安心しております。でも、その辺のところも、あとは職員の方の倫理観にかかっていると思いますので、研修の中でもしっかりやっていただきたいと思います。

次ですが、迷惑メールが来たときの対処方法を教えてください。これは先ほど、最初の質問のときに、フィルターをかけているということとこちらは重複するかと思いますけれども、お願いします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今、議員がおっしゃったとおりで、基本的に対策を講じていますので、迷惑メールが届かないような仕組みになっております。実際に、今のところ、現在まで、メールにより情報攻撃を受けたことは1回もありません。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 今まではメールの被害はなかったということなんですが、今は結構迷惑メールも巧妙になっておりまして、そこをついてくるということも聞いております。こちらは総務課のほうで管理をされているのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 管理といいますか、システム自体でもう迷惑メール等が途中で遮断されるようになっておりますので、基本的に管轄といいますと総務の電算のほうになりますけれども、システム上がそのようになっております。

あと、職員全体的には、見かけないメールとか怪しいメールは開かないようにというところ辺の啓発はしております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） では次の質問ですが、以前、ほかの町で、学校の先生が資料を持ち帰る途中で盗まれ、情報管理が問われる事件を聞いたことがあります。

こちらなんですが、小中学校の先生はかなりお忙しい、業務が終わらないというふうに聞いたことがあります。そういった先生方が、テレワークを含めて、個人情報の持ち帰りとかはありませんかでしょうか。もしあるならば、その際の管理はどのようにされていますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 学校における個人情報を含む情報資産の活用については、セキュリティ対策の強化が求められております。

そのため、教育委員会で教育情報セキュリティポリシーを策定し、教育委員会、学校、学校の中での管理職の役割を明確にし、情報の適切な管理・運用を行い、個人情報の漏えい等がないよう、各学校で不祥事防止の研修を適宜行っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） それでは、持って帰ったりはないということでしょうか。家に帰って成績表つけるとか、USBをお持ちでデータ入れてとか、そういったことはないんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 個人情報の持ち帰りは、基本的にはないというふうにしています。何かしら、ほかのUSBとかを、機器を持って帰らないといけないような状況になってきた場合は、学校の管理職の承認を得て持って帰るというようなことは一応セキュリティポリシーの中に規定をしております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） そういったことできちんと管理をされているということでお伺いしておりました。そこをしっかりと許可を取るとか管理していらっしゃるということで安心いたしました。

あと最後になりますけれども、情報セキュリティのさらなる整備が必要でないかと思います

が、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松山 力弥） その前に、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） すいません。それでは、まず先に私のほうから、さらなる整備の必要性というところがございますが、現在、自治体の情報ネットワークは、マイナンバーを取り扱う個人番号系のネットワーク、それから行政事務を取り扱うL G W A N、民間業者等の外部とのやり取りを行うインターネットの3つに分かれております。番号系ネットワークやL G W A Nの情報が、インターネットから攻撃を受けたり流出したりすることがない仕組みになっております。

しかしながら、D Xによる業務効率が求められる昨今では、インターネット上の様々なクラウドサービスの利用が必須となっています。そこで、マイナンバー取扱事務や基幹系20業務と呼ばれる重要な個人情報や事務情報は、ガバメントクラウドという国の仕様にのっとった堅牢なクラウドに令和7年度中に移行しセキュリティを高める一方で、L G W A Nに関しては、インターネットとの連携も視野に入れ、庁舎に来ることなく、インターネットを通じて行政サービスを受けられる便利さと安全性を両立させた仕組みを、今後の国の動向を伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回のインターネットとか、そういった電子情報関係の分については、もう担当が言ったとおりなんです。須恵町は、宇美町と志免町と3町で自治体クラウドを行っていて、その情報管理については、よそのクラウド系の契約をやっているところよりも非常に安全な状況でやっております。

そして、電子媒体を使うから非常に情報漏えいがというふうな御意見だろうと思うんですけども、これ、もともと紙媒体のときも同じなんです。要は、その取扱いをどうするかということだろうと思います。

ですから、今現在、若い職員というのは、紙媒体というよりもこのシステムに慣れておりますので。やっていいことと悪いことは先ほど言ったように研修もやっておりますし。ですから、こちらサイドが何か失敗するという場合は、手続で何かやらかすことはあっても、その情報が外に漏れるような業務上のことというのはあり得ませんので。

再度、総務課長とも協議やりながら、そのあたりの研修を深めて、町民の方々が安心して電子媒体使われるようにこれから普及啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 今回は、私も心配していた情報セキュリティについての質問をさ

せていただきました。回答は、しっかり須恵町、こちらは3町でもクラウドにのっとなってやっているということで安心しましたので、今後どうぞ漏えいがないようによろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 次に、1番、平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） おはようございます。1番議員、平山諭です。

通告に従い、消防団確保の対策を質問します。

消防団員数は全国で年々減少しており、須恵町においても例外ではないと思われます。消防団は地域防災の中核として非常に重要な位置づけであり、防災活動や火災対応だけでなく、台風や豪雨による風水害や土砂災害、地震などの災害時における人命救助や避難誘導、またコミュニティーの活性化などその役割は多岐にわたり、消防団員の確保は喫緊の課題だと言えます。

そこで、消防団活動を維持していくための現状の取組と今後の施策をお伺いします。

まず初めに、10年前と現在の団員数及び民間企業に勤めている数と割合をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 消防団員でいらっしゃいました平山議員におかれましては、常日頃から消防団活動に格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

消防団員の重要性については、議員質問要旨のとおりだと町のほうも認識をしております。現在の団員不足は、当町に限らず、全国的な問題でございまして、抜本的な解決策が見いだせないのが現状でございます。議員の質問に明確な回答ができない面もあるかと思いますが、どうか御了承いただきたいと思います。

それでは、10年前と現在の団員数、それから民間企業に勤めている数ということでございますが、10年前の平成26年4月1日時点で団員は160名でございました。令和6年12月1日現在の団員数は130名となっております。

次に、平成26年時の民間企業に勤めている団員は122名で割合は76%、現在は83名で64%となっております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） やっぱ10年前よりはかなり減っているというところと、私が気になる民間の現在の83人、この83人というのは民間で仕事をされるということで、昼間の災害であつたりとかいうのは、私個人の意見ではありますが、4割程度じゃないかと思います。そ

こで、私はちょっと厳しい状況に来ているのかなというのを改めて思いました。

私も、2003年に入団して、16年間消防団活動を行いました。最初の七、八年ぐらいまでは、毎年、分団のほうも1人、2人と新人の団員を確保することができておりましたが、今から10年ちょっと前ぐらいから、本当に団員を探すのが厳しくなってきました。

私のほうも、分団の中で情報共有、いろいろ行ったりしましたが、区の役員の方、近所の方にいろいろ情報を得て、誰かいないかどうかというのを探しておったわけですが、なかなか情報が少なく、どうやって探していいのかを迷っていたのも思い出します。最後のほうには、少年スポーツの監督さんとかに、この地域に誰かいないかとかいう勧誘もいろいろ尋ねたことをしながら、私は消防団の活動を行いました。

そこで、次の質問に移ります。

現在、団員確保のためにどのような取組をされているか、お伺いします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 現在の団員の確保の手段でございますが、管轄行政区長に紹介していただいたり、各団員に各家庭を回っていただくなどの直接の勧誘、それから地域行事やお祭りなどに積極的に参加し広報啓発活動、それから広報紙を利用した活動状況等の報告を行っております。

現在、活動を広く知っていただくための須恵町のホームページ内に消防団のページの作成を進めているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 今のお答えに対しての再度関連の質問ですが、そういったいろいろ取組はされておられますが、その取組によって新入団員は増えておりますか。お伺いします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 団員さん、行政区の御協力をいただいて勧誘活動をしておりますが、その成果で入団している方もいらっしゃると思いますが、全体的にいきますと、結果を見て分かりますとおり、減少の方向になっているということでございます。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 減少は止めるのが厳しいということであるようですが、次に団員減少の要因についてお伺いします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 団員減少の要因でございますが、自営業、農業関係者も含めまして、その方々の減少、それからサラリーマンの増加、消防団員に対する昔からの悪いイメージの定着、

それから時間的束縛等が考えられる要因かと思います。

役場内を見ましても、採用職員の減少、男女比率の変化、地区外からの通勤、家族環境等により役場団員の増加も頭打ちとなっております。

当町も含めまして、全国的な要因としては、また別に次のようなものが指摘されると思います。まず、消防団活動そのものが知られていない。団員活動に対する理解、または活動が理解されていない。消防団活動に対し、親世代、それから配偶者の嫌悪があり、消防団活動の意義、地域を自分たちの手で守るという気概が伝わっていない。消防団活動そのものに問題がある。消防団活動を担える人材がいないなどというのが考えられると思います。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） やっぱ時代の流れで厳しいところもたくさん出てきているようですが、今、若者の90%がSNSからの情報を取り入れているということもあるようですので、SNS等のPR等も、いいイメージを持ったPRというのも考えられてはどうかと思います。

そこで、インターネット等でも消防団に対して、いろいろな批判だったり、いいこともありますが、意見が調べれば載せられています。そこで、消防団活動に対して、町に対しての意見や御要望などがありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 生業の傍ら、自己を犠牲にして崇高な使命の下で活動している消防団活動に対して、国民レベルで感謝と尊敬の念しかない、そんなふうに思います。消防団活動のあらゆる面で感謝と激励の言葉は頂いております。

一方で、匿名の御家族と思われる方から、各種訓練や消防行事での拘束時間が長く、家庭に影響がある等の相談も近年はございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） まず、いいお話、激励の意見等は、もっともっと広報紙であつたりとかそういったので、消防団、町民の方はこう思われていますよとかPRもひとつしていただけたら、消防団もやる気が少しはまた出てくる可能性もあるので、その辺もちょっと考えていただけたらと思います。また、家族の負担も大きいということも現実であると思います。

次の質問させていただきます。

消防団活動の継続について、私の考えとしては、家庭の理解と協力を大事にし、団員確保とともに現在おられる団員にしっかりと勤め上げてもらうためには、やはり報酬アップと負担軽減が必要だと思います。

報酬アップに関しては、町の予算、情勢を考えると厳しいとは思いますが、団員確保と永年活動をしてもらうために報酬を見直すお考えはありますか。お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報酬の改定等につきましては国のほうからもありまして、最近というか、直近で報酬の改定が行われて、出動費等は団員のほうに支払うようになっております。ですが、性質上、単純に報酬を上げれば団員確保や活動が継続できるというのは、今までの実績から見て、ちょっと考えにくいところもあるかと思います。

現在、年額報酬、出動報酬、分団への補助金等がございますが、報酬等につきましては、他市町村参考に、よい制度があれば取り入れていきたいというふうに考えています。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 報酬に関しては厳しいところもあるでしょうけど、本当に周りのところ等、いいものがあれば、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それでは、次に団員に対して負担軽減ということで、例えば夜警で巡回した後、8時からだと思いますが、23時、11時まで、ちょっと長い時間の中で、詰所の中で待機というような形があると思います。私は、平日23時まで、今の時代、その時間までは遅くないのかなと思います。そして、次の日の仕事にも影響が出ている方もおられて、行きたいけれども、やっぱり最後までいなくちゃいけないからとかいって参加できていない方もおられるのではないかと思います。

行政主導での消防団活動の負担軽減をするためのお考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 消防団員活動の負担軽減についてでございますけれども、まず、活動に対しての負担軽減として、資機材、装備品の導入等は積極的に行っているところでございます。

他の活動につきましては、糟屋地区との足並みをそろえて行っている行事関係等もございまして難しいところもございますが、行政主導で負担軽減できるものについては善処するようにしたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 負担軽減に関しては、前向きで考えていただけるということですので、ここは現団員としっかりと膝を突き合わせて話し合いながら、何が負担軽減で団員が喜ばれるのかもじっくりと練っていただいて、進めていただきたいと思います。

それでは最後になりますが、さきで述べたように、消防団活動は多岐にわたる役割があり、この須恵町においても絶対必要な組織ではあります。

そこで、10年後も消防団を継続させていくために、町長は何が重要だとお考えですか。お伺いします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長、先に。

○総務課長（諸石 豊） すいません。それでは、先に私のほうから回答させていただきます。

国民の生命、身体、財産を守る自衛隊、それから警察等のなり手不足が大きな社会問題となっております。たとえ報酬等が保障されている職業であっても、若者から敬遠されている時代です。まして、生業の傍ら、ボランティア的な消防団となると、見向きもされないというのが現在の状況であるかと思います。消防団に限らず、行政が委嘱するボランティア等の役のなり手不足も同様でございます。

最初に申し上げましたとおり、抜本的な解決策をここで述べることはできない状況でございますが、国も全国統一の勧誘マニュアル等の作成に着手しているようですので、そういったものを活用しながら、今後も関係機関等の問題解決を模索していくしかないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 平山議員は消防団入って一生懸命頑張っていらっしゃって、優勝目指して、あの顔を今でも覚えています。ありがとうございます。

消防団の問題に限らず、前回、前々回ですかね。要するに組合加入率の問題と全く同じで、この国がものすごく便利になっているんです。こういう言葉使っていいのかどうか分かんけども、世界中の中で一番超保護主義国家です。町民を守っている。憲法の中でも生命、財産を守りますと言っています。保障されとるわけです。その中で国というのは行政サービスをいっばいつくって、各自治体に投げ渡して、その中でやってきた。その結果、須恵町はまだ大丈夫なんですけども、コミュニティーなんか要らない状態で生活できるような国になっているんです。

そういった中で、都市化されていくこの須恵町に、もうそのあおりが来ていて、要するに地域とつながらなくとも快適な生活ができる、都市圏に近いし。そうすると、要するに行政区にも入らなくても生活できるし、消防入らんでもいいし、災害が起きたときは役場にクレームつけば迎えにも行くし、災害避難所も提供するし、そういった状況の中で、ボランティア精神を全面に打ち出したような考え方だけでは、今の若い人たちとかこの世の中には通用しないと思います。

その中で、逆説的な言い方すると、やはり何がインセンティブなのか。消防団に入ることが何がインセンティブなのか、行政区に入るのが何がインセンティブなのか、その部分を明確にして。

今の若い人たちというのは、要するに自分の時間を犠牲にしてボランティアでやるというのはなかなかやらないわけですから、入るインセンティブ、先ほど総務課長は金銭で保障すべきような中身じゃないだろうということを言ったんですけども、それで増えるかどうかは分からないけれども、毎月の給与制にすると、極端なこと言うと。消防団に入るときは入団報償金を渡して、毎

月幾ら渡すと、それはきちんとした通帳に入っていて個人の収益となっていくますよと。その中で、そういうふうに入った人たちが、消防団の先輩たちの活動とか考え方とか、先輩後輩とかその中に触れながら大人になっていって、やっぱり入ったほうがいいなと思わせるのか、いろんな方法があると思うんです。

ただ、行政区も同じことなんですけども、今のまんまでは、私は入り手少ないと思う。この国自体が、個人の権利ばかり言って、個人の義務を全く言わないでしょう。だから、そういったことを考えると、この町だけでこれを解決するというのは非常に困難な状況ですけども、須恵町はまだまだ捨てた状況じゃないと思います。

だから、そういったことも含めながら、総務課長含めて、報酬の件も見直したりとか、やっぱり何かインパクトがないと入ってこない状況だと思うんです。だから、それについては、議長とお話をしていたんですけど、もしそれやるとしたら、別の財源から少し削るとか、何かいろんな手続しながらになっていくかと思いますけども、全く考えていないわけじゃなくて、やらなければならないと思っているけど、その方策を今練っているという状況ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 大変前向きなお考えを持っていただけていたということで、本当に私もできることがあればしようと思うし、私は16年間、消防団に入って本当によかったと思っています。いい経験ができる消防団というのを、もっと私個人も広げていきたいと思っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、平山諭君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 続きまして、3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） おはようございます。3番議員、白水です。

通告書に従って質問いたします。

不登校児童生徒と教育機会確保法についてを質問いたします。

今年の3月議会での一般質問で、新規不登校児童を出さないために、不登校の兆候のある児童生徒を取り上げられていました。その支援について、基本的な考え方を、令和元年に通知された不登校児童生徒への支援の在り方についてを通して答弁いただいているところでございますけれども、質問に対して、十分、前回と答弁が重なるところが出てくると思います。

先に教育機会確保法の説明をいたしますと、教育を受ける機会を機会の確保といい、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子どもたちに対する支援や、夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律であります。

私は、不登校の兆候のある児童生徒もそうですが、今時点で不登校になっている児童生徒さんや、学習したくてもできない家庭環境の児童生徒さんに対して、どう支援されているかをお伺いします。

では、最初の質問です。

教育を受ける機会の確保について。

教育を受ける機会の確保及び教育水準の維持向上について、学校並びに教育委員会は不登校児童生徒への指導と支援を、先ほど申し上げましたとおり、町として行っていると思いますが、教育機会確保法が示す、本人の意思を尊重した上でその能力に応じた教育を受ける機会の確保及び教育水準の維持向上につながっているのかをお伺いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 平成28年12月14日に公布された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法に関して、文科省は周知を図るためのパンフレットの中で8つのポイントを示しています。

その第1に挙げているのが、全ての子どもたちが安心して学校生活を送れる「より良い学校づくり」です。

以下、不登校は問題行動ではないということ、社会的自立を第一に尊重するということ、民間機関とも連携していくということ、学校以外の学び場も整備していくということ、一人一人に合った支援を行うということ、そして夜間中学校の設置促進を図るとされています。

当然、学校では、不登校児童生徒に対して、本人の社会的自立に向け、家庭訪問等を繰り返しながら合意形成を図り、一人一人に合った学習の場を提供できるよう努力をしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 先ほど、8つのポイントを言われましたけれども、次の質問に入りますけれども、不登校による一部児童生徒の学校復帰が前提でないことへの理解の浸透についてですが、分かりやすく言うと、不登校による一部の児童生徒への学校への復帰が困難なときです。教育機会確保法は、学校復帰を前提とした従来の不登校対策を転換し、無理な学校復帰は状況を悪化させるとの懸念から、休養の必要性を認めながら、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的な自立を目指す必要があるとしているが、学校復帰が前提でないことへの理解の浸透度合いについてお伺いします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） このことにつきましては、先日10月31日に文科省から、「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえ

た対応の充実について」という通知が出されました。

この中でも、教育機会確保法の趣旨に基づき、「不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意し、学校教育の意義・役割を踏まえ、学校及びその設置者においては、既存の学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消等に努めるなど、不登校児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力すること。」とあります。

当然、学校におきましては、このことを踏まえて保護者や該当児童生徒への対応を行っていきまし、教育委員会としましても、この通知の徹底を図ってまいります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） ありがとうございます。教育機会を確保する側の理解度がこれから重要になると考えられます。

最後の質問に入る前に、去る11月17日に、須恵町社会福祉協議会50周年記念式典がございました。そこで、作文・論文者、優秀者の方の発表がありましたが、その発表された生徒さんが、学習する場所が須恵町にあまりないことを言われておりました。私も、自宅で学習するも集中力が途切れてしまうときがあり、そんなときは近くに気兼ねなく学習できる場所があればと思うときがあります。

それで質問です。

地域における拠点の重要性について。

教育機会確保法には、不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすると記載されていますが、私は、これからは社会教育事業の推進である生涯学習講座での受講生を求めるものも必要であります、自ら学習する場所や、いつでも誰でも不登校児童生徒にもとらわれず、年齢もとらわれず、誰でも学習する機会の場所が必要と考えられます。学校以外の場所における学習機会、多様な学習機会の選択を可能にする意味から、各学校以外のところで不登校特例分教室を設置すべきと考えます。

また、各校区にコミュニティーが存在しますので、学校以外の場における学習機会として、利用をどう考えますか。いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 白水議員、不登校の件で言ったんですけど、学校教育をする場所は、不登校のための別の学校以外のところの学習する場所を言っているのか、全体的に言っているのか。

不登校の件でやっていますので、その件はつきりせんと、答弁に困りますので。

○議員（３番 白水 春夫） すいません。全体的です。

○議長（松山 力弥） 全体的に。

○議員（３番 白水 春夫） はい。

○議長（松山 力弥） 不登校の件ですから、ちょっと添えて言いますけども、社会福祉協議会の５０周年記念か、そのときに言ったことも、私が言いましたように、議会で検討してここを貸すとか、コミュニティーですとか、それ、言っていますので、そこら辺はあなたたち議会が今から決めることでありますから。

そういうことでございますので、不登校の件についてのものだけですね。

○議員（３番 白水 春夫） はい。

○議長（松山 力弥） では、この３番の質問について、誰か答えますか。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 学校教育課のほうで取り組んでいるものについて御説明をさせていただきます。

まず、本町では環境整備として、不登校児童生徒に対応するために、須恵みなみ幼稚園の下に教育支援センター「やまもも」を設置しています。

やまももルームには、１１月末現在、高学年の児童及び中学生が合わせて１３名在籍しており、毎日四、五人の児童生徒が登室し、個々に応じた学習や社会的自立に向けた支援を行っております。当然、学校の授業をタブレットで画面越しに受ける児童生徒もいます。また、各校に校内適応指導教室を設置し、学校までは来れたけど、教室に入るのは難しいという児童生徒の指導に当たっています。

ここには今年７月まで、須恵南幼稚園等に勤務していた職員を各校に１名ずつ配置し、対応に当たってもらっていました。幼稚園の教員免許を持っていることに加え、対象の児童生徒を保育園、幼稚園時代に教えていた関係から非常に効果的に児童生徒への支援が行われ、登室促進や教室復帰に効果が上がりました。

しかしながら、７月をもって、みなみ幼稚園に戻ったことから、９月以降の指導のために支援員を募集し、現在、須恵中学校、須恵東中学校、須恵第三小学校の３校に教員資格を有する会計年度任用職員を配置しています。未配置の学校につきましても、鋭意配置に努力をしております。

また、議員御質問の不登校特例分教室についてですが、この教室では特別の教育課程を実施することができ、授業時数も柔軟に対応できます。しかしながら、教員の配置を規定している義務標準法の下では、年度当初から教室に確実に登室するという児童生徒の数が確定していないと担当教員が配置されないということから、全国でも数例しか設置がない状況ですし、現在の福岡の

教師不足の状況では現実的ではありません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 先ほどはちょっと趣旨が間違えていました。すいません。

最後ですけど、学校以外における学習機会を、自分に相応に多様な学習機会の選択を可能にする意味から、例えば子ども食堂や地域の居場所など、世代を超えて気軽に立ち寄れる拠点で、夏場に読書や学習スペースとして開放することで、誰でもスペースができれば、地域のコミュニティーの形成につながる重要な役を担うことができると考えられていました。

須恵町も、教育立町として生涯学習社会の実現に取り組んでいますので、誰でも学習できる機会や居場所の設置を期待して質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 白水議員、町長がもう一つ付け加えるそうでございます。

○町長（平松 秀一） 最後、議員がおっしゃったことは、今回の不登校とは全く別問題であって、今日は傍聴者の方、お見えになっていますから、やはり不登校に限って言うべきだろうと思います。

その中で、不登校については、私、学校教育課長をして、それから教育長をやって、この件については本当に真正面から、学校が荒れたときから取り組んでいます。多種多様なんですよ、不登校といっても。家庭環境で長年積もったことが、中学校に入って要するに不登校になっていく子、それとか、もともと持っている病気で学校となじめないとか、いろんなパターンがあるんです。それについても、全部、その当時なかったんですけども、家庭環境とつなぐスクールソーシャルワーカー、福岡県で一番最初にうちは適用したりとか、スクールカウンセラーも余計入れていますし、いろんな形で教育委員会というのは不登校のそれぞれの個々のパターンに合わせて対処しております。ですから、不登校だから駄目なんじゃないんです。どうしても行けないお子さんに対しては、教育を与える機会を与えていかにやいかん、それもつくっています。

そういった中で、今回の質問というのは、傍聴の方がいらっしゃいますから、不登校の種類がどういったものがあるんだと、それに対してどういった形で対応してるんだとという形で担当のほうは答えたと思うんです。

最後に、だから全体的に、要するにみんなが寄れる場所、みんなに寄れる場所に行けないから不登校になってるんです。だから、全く問題違いますので、そのあたりをお含みおきの上、不登校の問題についてはこういうことだということで理解していただけたらと思っております。

以上です。

○議員（3番 白水 春夫） 町長の答弁、ありがとうございました。本当にそのとおりだと私も今、思いますので、また引き続き、そういう子が出ないように、執行部のほうよろしく願いし

ます。

以上です。

○議長（松山 力弥） これにて、白水春夫君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） ここで、11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） おはようございます。2番議員、川原幸治です。

通告書に従い、質問いたします。

河川カメラの運用についてなんですが、今年も異常気象や地球温暖化、記録的大雨、線状降水帯、豪雨災害や激甚災害などなど多くの言葉を耳にしてきました。そして、残念ながら今年も、被災され大変な状況に置かれている方々のこともメディアやテレビ、インターネットを通じて聞きしてきました。

我が須恵町にも、山があり、そして須恵川が流れております。決して他人ごとではありません。いつ須恵町もそのような状況になるかもしれません。昭和48年には、須恵川が氾濫して、甚大な被害があったと聞いております。

そこでお尋ねいたします。

昭和48年の須恵町の災害時の降雨量はどのくらいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 昭和48年の災害時の雨量でございますが、3時間で239ミリを記録したと資料に残っております。

以上です。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。ありがとうございます。

全国的な統計にはなるんですが、その3年後、1976年からの10年間と2013年からの10年間だと、1時間当たり100ミリ以上の降雨量を記録した回数は約10倍に増えているそうです。このことは、須恵町でも、昭和48年のときのような雨もしくはそれ以上の雨がいつ降ってきてもおかしくないということだとすごく危機感を感じております。

では、次にお尋ねいたします。

直近5年間の須恵町で、1時間当たり、1日当たりの最大降雨量はどのくらいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 直近５年間で、１時間当たり最大降雨量は２０２３年７月１日の
６１ミリ、１日当たり最大降雨量は２０２１年８月１４日の２１２．５ミリとなっています。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（２番 川原 幸治） よく分かりました。

線状降水帯などという言葉をよく聞きます。長時間にわたり局地的に大雨が降るということですが、しかし、その線状降水帯も見逃し率が５０％以上あるそうです。実際にどのくらいの量の雨が降るかはなかなか予測判断がつきにくいようです。須恵町が突然の豪雨にいつ見舞われるか分からないということです。

では、次にお尋ねいたします。

町として、須恵川はどのくらいの降雨量、流量であれば氾濫する可能性が高くなるとお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 須恵町作成のハザードマップにも示しておるんですが、流域全体に
９時間の総雨量で６７４ミリで氾濫する可能性がございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（２番 川原 幸治） よく分かりました。ありがとうございます。

確かに、須恵町の防災ハザードマップには洪水浸水想定区域がわかりやすく載っております。ただ、よく見ると、水防法の規定指定の前提となる降雨量として、須恵川流域全体に９時間の総雨量が６７４ミリとなっております。

先ほどから私がお尋ねしております降雨量は何ミリ、最大雨量は何ミリ、今お答えいただいた９時間の総雨量が６７４ミリ、１時間平均だと７５ミリ、じゃあ、１００ミリはいつていないんだとか、４８年の水害のときよりも少ないんだな、降雨量はとか、単純に計算できることではないと思っております。正直、数値だけだと私はあまりぴんと来ません。異常気象という言葉をよく耳にする今、想定外の事態がいつ起きるかも分かりません。

須恵川には河川カメラが設置されていると思います。しかしながら、私が探した限り、古宮橋周辺の様子しか見ることはできませんでした。河川カメラから、数字だけではなく、数字以外の視覚への情報も町民の方々にとってはとても有益だと思っております。

そこで、次にお尋ねします。

近隣市町では、河川の状況をリアルタイムに見られる河川カメラを公開されているところがありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 調べましたところ、近隣では飯塚市が設置しているようです。

近隣以外を調べてみますと、久留米市、朝倉市、八女市が設置をしているようです。

○議長（松山 力弥） 総務課長、設置は公開しているところ。

○総務課長（諸石 豊） 失礼しました。設置、公開しているところは、近隣では飯塚市、近隣以外では久留米市、朝倉市、八女市でございます。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。少なからず公開、設置をされているところがあるということで、それは需要があるということですね。私も、公開されていれば、大雨のときとか、やはり見たいと思います。

須恵川の様子を河川カメラで見ることができれば、直接、川に川の様子を見に行く方も減ると思いますし、リアルタイムで河川カメラを見れる環境にあれば、町民の方々の生命と財産を守る上で有効なことだと思います。須恵川の水量次第では、事前に避難準備や近隣への声かけ、そしていち早く避難ができる方々も確実に増えるのではないかと思います。

それでは、最後にお尋ねいたします。

町のホームページで、須恵川の状況が見える河川カメラを公開するお考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 須恵町が設置している河川カメラは現在3台ございます。河川カメラを設置した経緯としましては、設置する前は、職員が大雨時、河川の状況を現地に確認に行っておりました。危険な作業であるため、職員の安全を確保する目的で設置をしております。現在、河川カメラを基に、避難情報の発令の検討をしているところでございます。

町の設置河川カメラ以外に、議員もおっしゃっていましたが、福岡県が古宮橋に河川カメラ及び水位計を設置しております。ホームページでどなたでも河川の状況が確認はできることから、須恵町設置の河川カメラを一般公開するというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。公開してもらうことで、大雨のときに、町民の方々が携帯やパソコンを使って、ホームページから河川カメラの情報に興味・関心を持ち、自発的に見に来てもらう、そのことで自分自身の家族や近隣住民に起こり得る危険を回避できたなら、見る・知るこの手段としては河川カメラを活用してもらえるのではないかと思います。

そして、見る・知るということを意外と簡単にできることを一人でも多くの町民の方々に経験

し知ってもらえれば、災害だけではなくて、その他多くの町の情報に、見る・知ることの手段として町のホームページを活用してもらえないかと思います。

河川カメラの公開は、災害対策としてはもちろんですが、町民の方々が紙媒体中心の情報よりも、ウェブサイトを利用して町の情報を知るためにホームページに来てもらえる回数、つまり見に来てもらえる回数が増えていくきっかけになるのではないかと考えております。

ホームページでの情報に触れるきっかけをつくるということはとても大切だと思っております。そうなれば、町のホームページに多種多様な情報があることも知ってもらえますし、その情報を取りに、見に来て、探して、来てもらえる方も増えていくと思います。役場職員の皆さんも、町民の方々のために、日々労力を惜しまず発信されている情報、その情報も今以上に生きてくるのではないかと考えております。

ですので、古宮橋周辺ではなくて、もっと上流の佐谷周辺辺りの河川の様子を、ホームページの河川カメラで公開をぜひ検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君の質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 続きまして、5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 5番議員、男澤一夫です。

あおば会館の安全な利用環境についてお聞きいたします。

あおば会館は、老朽化による雨漏りのため、屋根谷どいの改修を12月25日に施工完了予定となっています。

2階体育館フロアにおいても、老朽化による傷みが顕著です。職員の方が、3月、少年武道大会、9月のなぎなた県大会と、大会前に床の傷んだ箇所にテープを貼って補修作業をされました。はだしでの競技のため、けがをさせないための応急処置だったのでしょう。

改修には費用がかかるので、すぐの対応は難しいと考えますが、けが人を出さないためにも適切な対応が必要と思います。

そこで、体育館の利用状況や床の改修についてお聞きいたします。

まず、あおば会館の年間利用者数をお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。伊藤社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤 泰彦） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

あおば会館体育館利用申請は、個人単位ではなく、団体での利用申請を条件としております。そのため、正確な利用人数は把握しておりませんので、利用件数でお答えさせていただきます。

昨年度、令和5年度の体育館の年間利用件数は868件です。令和4年度比較で18.7%の

増となっており、コロナ禍以降は年々増加傾向にあります。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。

私も、一応、定期利用者、団体の資料調べると、1週間に大体10団体が利用されておりまして、また利用者に聞ききましたところ、小学生から70代までの幅広い年齢層が利用されているということが確認できました。

それを踏まえて、提出資料の写真を添付していますので御覧いただきたいのですが、抜粋して3枚のみを載せさせていただいています。写真見られると分かると思うんですが、床の傷みを確認できると思います。

そこで、小学生低学年等では特にけがが心配です。床を気にしながらでは、本来のパフォーマンスができないのではないかと思いますので、そこで質問いたします。

利用者は床の利用を理解された上で使用されているのかをお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 伊藤社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤 泰彦） 議員がおっしゃるとおり、利用者は年間の活動曜日、活動時間をあらかじめ確保した定期利用団体が大半を占めております。したがって、毎週利用されている方々ですので、床の状態は認識されているものと思います。

利用者から窓口やお電話で床の状態に関する報告は数件ございましたが、引き続き御利用されてありますので、了承の上のことと認識しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 分かりました。気にはなっているけど、多分すぐすぐ対応できないので、使わざるを得ない状況にあるのかなとは思っております。

3問目に移ります。

はだしで行う競技大会、先ほど申しましたが少年武道大会の空手、また県大会のなぎなた大会などもあおば会館を利用しておりますが、別会場、例えば須恵中体育館等を社会教育課において推奨されてはいかがと考えますが、どうでしょうか。

○議長（松山 力弥） 伊藤社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤 泰彦） あおば会館を会場として素足で行う競技大会は、福岡県なぎなた選手権大会とスポーツ協会主催の少年武道大会空手競技会で利用されております。

幸い、両大会とも、当課の担当職員が大会の打合せから大会当日も同席しておりますので、主催者より会場の変更の御要望がございましたら、調整を図ることは可能でございます。

なお、両主催者に確認を取りましたところ、床の現状は把握されておりますものの、現段階で

大会の実施に大きく支障を来すほどではないとの御認識のようで、既に年明け3月に開催を予定されてあります少年武道大会空手競技会は、例年同様にあおば会館において開催する運びの報告を受けております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） よく分かりました。何とか利用できるということを確認できましたので、ありがとうございます。

最後の質問になりますが、須恵町公共施設個別施設計画では、今後、財政状況を勘案しながら建て替えを行う方向とありますが、建て替えまでは安全に利用できる環境にするべきと考えます。いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 伊藤社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤 泰彦） 議員がおっしゃるとおり、令和4年3月に策定いたしました公共施設個別施設計画には、老朽化しており、今後、財政状況を勘案しながら建て替えも視野に検討するというふうに報告しております。

近年、特にコロナ禍で利用が停止して以降、軽微な修繕を毎年行っており、特にトイレの排水及び下水管、また屋内消火栓の給水管など給排水設備の老朽化が著しく、また緊急を要する事案であることから、その都度、補正での予算要求をさせていただいておるところでございます。

議員御質問の建て替えまでは安全に利用できる環境にすべきに関しましては当然のことと捉えていますが、今後、建て替えか、長寿命化改修かの判断においては、それぞれにより得られる改善効果と、その効果を得るために投じる費用と、総合的に比較考慮して判断することが肝要になると考えております。

いずれにしても、大きな財政負担を伴うものになりますので、もろもろの事情を勘案しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） あおば会館については、もうそれこそ私も悲願というか、建て替えたいなという気持ちでいっぱいでございます。

ただ、近年、もういろんな財政状況の中で、暑さ対策で、これからチャレンジというよりも、実際やらにやいかんのが小学校3校、中学校2校の体育館のエアコンです。大規模になると1か所7億円です。総勢合わせると、大体30億円かかるんです。

それと、これはもう教育委員会のほうでまた検討してもらにやいかんけども、給食の問題とか、それとか医療費の問題とかいろんなこと考えると、それと、これもまた教育委員会の学校の

問題ですけども、第三小学校の増築、第二小学校の増築、いろんなインフラ整備が迫っておりまして、なかなかやりたいのはやりたいけども手が届かないというのが今の状況です。

特に、須恵町というのは文化薫るまちづくりということで、図書館も大事にしたいんですけど、もう限界に近いのは分かっているんですけども、なかなかそこまでいかないというのが現状でございますので、近い将来、建て替えたいなと思っているんですけども、なかなかそういった状況。

それと、また私、頭悩ましているのが、103万円が170万円の――壁ならいいですよ。断崖ですよ、あれ。あれが施行されると、須恵町の税収は5億円減るんです。そうすると、何もなしの5億円減るんです。その中で、今言ったものを確実に、子どもたちの命の問題もありますから、体育館やらにやいかん。増築もせにやいかん。5億円減っていく。一生懸命、ふるさと納税、頑張って貯金ずっとためているんですけども、過去最高の令和5年度末で48億円弱の基金つくりましたけども、これ、災害にも取っとかにやいかんわけです。

そういったことを総合的に考えると、あおば会館というのは、いましばらくは、社会教育のほうと連絡密にしながら、使えるだけは使っていくと。それ以外は、代替施設として各施設を皆さんに御不便かけるけども使いながら、最終的にはやっぱり町民の方々も待っていらっしゃるでしょうから建てたいとは思っているんですけど、ちょっといつまでというのは、今もう言えない状況になっています。すいませんが、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 町長の考えはよく分かりました。確かに、あおば会館も50年たっておりまして、かなり古い建物で、厳しいなというのは分かっております。

ただ、先ほども申しましたが、実際に利用されている方がいっぱいおられるんで、せめて床だけでもやり替える方向で何か検討いただけないかなというふうな思いがあって、思っておりますが、その点いかがでしょうか。床だけでも改修できないだろうか。いついつまでとは言わないですけど。予算取るの難しいと思いますが。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それも含めて、検討させていただきます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 分かりました。

これにて、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、男澤一夫君の一般質問を終結します。

本日の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時40分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。
次の本会議は、12月13日、午前10時から行います。
本日はこれで散会します。

午前11時29分散会

令和6年 第2回(定例)須恵町議会 会議録(第3日)

令和6年12月13日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年12月13日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第60号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第61号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第62号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第63号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第64号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 議案第65号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第66号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第67号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第68号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第60号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第61号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第62号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第63号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第64号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 議案第65号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第66号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第67号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第68号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議員の派遣について

出席議員（１２名）

１番	平山 諭	２番	川原 幸治
３番	白水 春夫	５番	男 澤 一 夫
６番	稲永 辰己	７番	川口 満 浩
８番	百田 輝子	９番	三角 栄 重
10番	猪谷 繁 幸	11番	欠 員
12番	三上 政 義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力 弥		

欠席議員（０名）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅野 猛	係 長	吉開 英
-----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀 一	副 町 長	欠 席
教 育 長	猪股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地域振興課長	平山 幸 治	都市整備課長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安河内ひとみ	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学校教育課長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻木 美 奈 子	税 務 課 長	安河内 高 利
子育て支援課長	稲岡 慎 太 郎	社会教育課長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営副委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。10番、猪谷繁幸。

○議会運営副委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告します。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回追加提出された議案は、工事請負契約の変更1件でございます。委員会付託は総務建設産業委員会です。当初本会議で付託された議案を採決後、追加された議案について提案理由を説明し、総務建設産業委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

日程第1．議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第60号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第60号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,613万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億8,429万7,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分については、承認にすることに決定しました。

日程第2. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第61号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第61号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億9,596万6,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第3. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第62号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第62号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準

並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

条例改定の内容は、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として政令及び省令が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術者の資格要件の見直しが行われ、これに伴い、本条例において政令及び省令と同様の資格要件を設けるため、所要の改正を行うものです。

布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件の改正内容は、「学歴における学科、課程の追加及び見直し」、「1級土木施工管理技術検定合格者、技術士法試験合格者の追加」、「資格要件の区分ごとに必要とされる技術上の実務経験の見直し」となっております。

以上の改正により、技術職員が減少傾向にある水道事業者が技術者を確保しやすくするための資格要件の緩和となります。

質疑として、監督者・管理者の資格は須恵町の水道事業職員の資格か、それとも民間で工事を受注したところの資格かという質問に対して、答弁として、職員の資格基準ですとのことでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第63号財産の取得についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案63号財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

提案理由は、税公金収納事務の効率化及びデジタル化を目的として、庁舎に税公金セルフ収納機を導入するものです。

1、取得する財産、税公金セルフ収納機。

2、取得の方法、指名競争入札。

3、取得価格、1,075万8,000円。

4、契約の相手方、福岡県糟屋郡新宮町新宮東2―15―6、株式会社自動サービス代表取締役田中信治。

入札の内容は、指名業者3社で、落札率は97.8%です。

12月2日に仮契約を締結、今議会において議決後に本契約となります。税公金セルフ収納機は令和7年4月からの運用開始予定です。

質疑として、設置場所について、答弁として、設置場所は西日本シティ銀行派出窓口のあるところに向かって壁側に設置を予定していますとのことです。

それから、質疑として、セルフ収納機の操作について、答弁として、収納機の操作が分からない場合は、会計課の職員が当初お手伝いします。西日本シティ銀行が3か月後撤去された後は、後ろの壁を撤去して、応対に支障のないような体制を取りたいと思っているということです。

質疑として、税公金セルフ収納機の機能についての質疑についてで、セルフ収納機は、納付書を機械に入れると読み取り金額が提示されますので、お金を投入すると機械が領収印を押して戻ってきます。また、収納データをデジタル変換し、基幹システムの収納消し込みを従来より早くでき、効率化が図られるとのことです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第64号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第64号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第64号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,461万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,058万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の追加、変更は、第2表地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

第4条、繰越明許費、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第4表繰越明許費によるとしてしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、主なものです。6ページ、第3表債務負担行為補正、私鉄バス運行経費助成金の詳細について問うもの。答弁として、計上の金額は先方からの要求額ではなく、交渉するための予算というものでした。

事項別明細書、歳出2款1項、基金管理事務について、不動産売払収入の詳細を問うもの。答弁として、住所、植木1297番地23、原野232平方メートル、売払先はトキワスチール株式会社というものでした。

同じく2款1項、校区コミュニティ推進事業について、倉庫移設の場所を問うもの。答弁として、コミュニティーセンターのグラウンドの中に解体しようとしている倉庫があるが、そこに持っていく計画というものでした。

2款3項、個人番号カード交付事務について、12月2日から紙の保険証が廃止されたが、マイナ保険証のひも付けは行政で確認できるか問うもの。答弁として、確認は個人でマイナポータルサイトを利用して行っていただく。スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で確認のサポートができるというものでした。

関連で、紛失したときの再発行の期間を問うもの。答弁として、約1か月かかる。ひも付けした情報は残るので、登録のし直しは発生しないというものでした。

4款2項、リサイクル推進事業について、第三小学校のリサイクルBOX改修工事の詳細を問

うもの。答弁として、校舎の増築工事に伴い、基礎からやり直して設置するというものでした。

9 款 1 項、災害対策事業について、石川県輪島市に派遣しているトイレトレーラーの被害状況を問うもの。答弁として、9 月 21 日の能登半島豪雨により、1 メートルくらいの浸水被害があった。現地では避難が続いていて利用中の状況であり、返還時期は未定。返還の際も、そのまま持ち帰るのは危険なので、一旦、販売元の方で点検修理を行った上で持って帰ってきてもらう。修繕費については、激甚災害に指定されているので、国費で賄う予定というものでした。

10 款 2 項、第三小学校維持管理事業について、多目的室改修工事の詳細を問うもの。答弁として、1 クラス増に伴い特学教室が不足するので、3 階の多目的教室を特学教室 3 室に改修するというものでした。

同じく 10 款 2 項、第二小学校給食事業について、工事の詳細を問うもの。答弁として、蒸気が発生する状況は変わらないので、防カビ対策として素材面から見直して天井を張り替えるというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第 64 号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 64 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 64 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 64 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 65 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 65 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

文教厚生副委員長に報告を求めます。5 番、男澤一夫君。

○文教厚生副委員長（男澤 一夫） 議案第 65 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 9 9 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 9 億 8,374 万 3,000 円とするものです。

第 2 項、款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるとしてしています。

6 ページ、歳入です。

4 款 1 項県補助金 6 0 9 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、令和 5 年度の普通交付金の精算による追加交付及び令和 5 年度特定健診等負担金分の精算による特別交付金の追加交付です。

5 款 1 項他会計繰入金 6 7 0 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、人事院勧告の実施に伴う人件費の増額による給与費等繰入金の増額及び収支調整によるその他一般会計繰入金の減額です。

6 款 1 項繰越金 2 6 0 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出です。

1 款 1 項総務管理費 6 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、職員の人事異動と人事院勧告の実施によるものです。

5 款 1 項保健事業費 5 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、会計年度任用職員人件費の増額です。

7 款 1 項償還金及び還付加算金 5 8 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、令和 3 年度分特別調整交付金の県からの過大交付の返還金です。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 6 5 号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第 6 5 号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 6 5 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 6 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 6 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

文教厚生副委員長の報告を求めます。5 番、男澤一夫君。

○文教厚生副委員長（男澤 一夫） 議案第 6 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 8, 6 4 3 万 8, 0 0 0 円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、歳入です。

3款1項他会計繰入金3万2,000円の増額補正は、歳出の事務費負担金の増額による一般会計からの事務費繰入金の増額です。

8ページ、歳出です。

1款1項総務管理費47万7,000円の減額補正は、主に予算積算時と対象職員が変わったことによる職員の人件費の減額です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金50万9,000円の増額補正は、後期高齢者医療広域連合からの負担金の確定通知による増額です。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第66号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第66号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第66号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第67号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第67号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款第1項営業費用、補正額1,262万1,000円を追加し、補正後の額を6億2,419万9,000円とするものです。

次の2ページ、3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出についてです。第1款水道事業費、第1項営業費用、第1目原水及

び浄水費 1,008 万 6,000 円を増額補正です。

委託料 495 万円の増額は、佐谷浄水場中央監視システム更新業務委託に非常用電源対応業務を追加したことによるものです。

動力費 235 万円の増額は国の補助事業終了に伴う電気代の高騰によるもの、その他 258 万 1,000 円の増額は人事院勧告によるものです。

第 2 目配水及び給水費 217 万円の増額は、職員人件費は人事院勧告によるもの及び動力費の増額は電気代高騰によるものです。

第 4 目総係費 36 万 5,000 円の増額は、人事院勧告によるものです。

質疑として、非常用電源対応業務追加で、停電時に浄水場をどのくらい維持できるかとの質疑に対して、非常用電源との接続端子をつける業務です。簡易式発電機に燃料を補給すれば、主要なシステム及び塩素注入に関しては常時使用できるとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 67 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 67 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 67 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 68 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 68 号令和 6 年度須恵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10 番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案 68 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、総務建設産業委員会の報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、令和 6 年度須恵町の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款第 1 項営業費用、補正額 57 万 8,000 円を減額し、補正後の額を 7 億 3,000 万 8,000 円とするものです。

次に２ページ、３ページをお願いいたします。

第１款下水道事業費、第１項営業費用、第１目管渠費、職員の人件費、計９４万６,０００円を減額、職員の異動によるものです。これは、人事院勧告の増額分も含んでいます。

第４目総係費３６万８,０００円の増額補正は、人事院勧告によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第６８号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第６８号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第６８号令和６年度須恵町下水道事業会計補正予算（第１号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１０．議案第６９号

○議長（松山 力弥） 日程第１０、議案第６９号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第６９号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の変更について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第１条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、中部防災センター（仮称）建設工事。

請負金、変更前４億４,０７７万円を５９４万円増額し、変更後４億４,６７１万円。

契約保証の方法、契約保証金、変更前４,４０７万７,０００円を５９万４,０００円増額し、４,４６７万１,０００円とするものでございます。

理由といたしまして、近隣住民対策の追加工事などが必要となったことなどによるものでございます。

その他契約内容に変更はございません。

令和６年１２月１０日に仮契約を締結し、本議会の議決をいただければ、議決日をもって契約の効力が生じる本契約となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第６９号を総務建設産業委員会に付託した

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで総務建設産業委員会の審査のため、暫時休憩に入りたいと思います。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時58分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

----- . ----- . -----
日程第11、議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第69号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第69号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

下記、工事請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1項の規定により本議会の議決を求めるものです。

工事名、中部防災センター（仮称）建設工事。

変更後請負金4億4,671万円。

契約保証の方法、変更後契約保証金4,467万1,000円とするものです。

その他、契約方法、請負者の条件は変更ありません。

今回の契約変更については、近隣住民対策のため、グラウンド周辺のフェンスを現在の2メートルから4メートルに変更するものです。防災教育室、避難所となる場所の床材をクッション性のあるものに変更することによる増額の変更契約です。

質疑として、広場の管理はルールを策定するのか。答弁として、地元行政区が策定すると想定しております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第69号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より須恵町の農業政策について、総務建設産業委員会及び文教厚生委員会の合同による調査でハラスメント防止対策について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時20分より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、御集合願います。

会議を閉じます。令和6年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時04分閉会

会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 3 番 白 水 春 夫

署名議員 5 番 男 澤 一 夫